

フィンランド刑法における近時の発展

ライモ・ラハティ*

一原 亜貴子 訳**

I. 序

1889年フィンランド刑法典の30年間にわたる全体改正は、2003年にその主要な部分を終えた¹⁾。この改正は、刑法委員会（1972～1976年）の報告に基づいて、1980年から1999年の間に司法省の特別なプロジェクト・チームによって準備された。全体改正の完了に際して、以下のように、フィンランド刑法及び刑法解釈学における最新の展開の傾向が指摘され、分析されなければならない。その際、改正刑法典の総則——帰属論——のいくつかの今日的な問題をより詳細に扱うことにする。

フィンランド刑法典の全体改正は、数度の部分改正によって実現された。その重点は、犯罪構成要件、即ち刑法各則に置かれた。1991年及び1995年に発効した各則の改正及び多くの特別刑法は、特に広範囲にわたっていた²⁾。1995年には、原則的な観点において重要な、新しい規定も発効した。即ち、法人の刑事責任が導入されたのである³⁾。刑事制裁システムの重要な改正は、既に70年代に始まっていた。この改正には、新たな刑事政策上の思潮である、いわゆる北欧新古典主義（*der nordische Neoklassizismus*）が反映されている⁴⁾。最終段階として、2003年6月13日に刑法上の一般理論（帰属論及び量刑論）の改革のための法改正が、大統領によって署名された。これらの新たな規定は2004年1月1日に施行される⁵⁾。この後は、いくつかの些細な改正のみが

編集部注* ヘルシンキ大学教授 本稿は、2004年9月8日開催法学研究所第53回特別研究会の報告「フィンランド刑法の特徴と最新の立法動向」の基底となった同教授の論文（ZStW.Band 115, Heft 3/ 2003）

** 小樽商科大学助教授

- 1) 改正作業についてより詳しくは、*P. Koskinen*, *Strafrechtsentwicklung in Finnland: Zielsetzung und Stand*, in: *A. Eser/ K. Cornils* (Hrsg.), *Neuere Tendenzen der Kriminalpolitik*, 1987, S. 83ff.; *R. Lahti*, *Die Gesamtreform des finnischen Strafgesetzes: Zielsetzung und Stand der Reformarbeit bis 1991- insbesondere mit Blick auf die erste Phase der Gesamtreform*, in: *R. Lahti/ K. Nuotio* (Hrsg.), *Criminal Law Theory in Transition — Strafrechtstheorie im Umbruch*, Helsinki 1992, S. 27ff.; *ders.*, *Recordifying the Finnish Criminal Code of 1889*, *Israel Law Review* 1993, vol. 27, 100ff.; *ders.*, *Die finnische Strafrechtstheorie im Umbruch*, in: *J. Sootak* (Hrsg.), *Estrnische Strafrechtsreform: Quellen und Perspektiven*, Tartu 1996, S. 34ff. 80年代以降の刑法の発展については、*die Landesberichte Finnland* in: *A. Eser/ B. Huber* (Hrsg.), *Strafrechtsentwicklung in Europa* 2, 1988ff.; *Dan Frände/ A. M. Nuutila*, *Strafrechtsentwicklung in Europa* 5, Bd. S 62. 1, 1997, S. 359ff.
- 2) *Gesetzessammlung* 769-834/1990 und 578-742/1995.
- 3) *Gesetzessammlung* 743-747/1995.
- 4) より詳しくは例えば、*R. Lahti*, *Zur Entwicklung der Kriminalpolitik in Finnland*, in: *Festschrift für Jescheck*, 1985, S. 871ff.; *ders.*, *Towards a Rational and Humane Criminal Policy — Trends in Scandinavian Penal Thinking*, *Journal of Scandinavian Studies in Criminology and Crime Prevention* 2000, vol. 1, 141ff.; *I. Anttila*, *Ad ius criminale humanius. Essays in Criminology, Criminal Justice and Criminal Policy*, Helsinki 2001, passim; *Eser/ Cornils* (Hrsg.), (Anm. 1), passim.
- 5) *Gesetzessammlung* 515-540/2003.

引き続き行われる。全体改正の最後に、正式な新刑法典が公布される予定である⁶⁾。

II. フィンランド刑法改正の出発点とその結果について——刑事制裁システム——

刑法改正の刑事政策上の出発点は、刑法及び全体的な刑事統制システムの一般予防（特にいわゆる統合予防）効果への根拠ある信頼、並びに、このシステムの正当性と人間性の原則の強調である。これらの出発点が、刑事制裁システムの改革及び犯罪化原則（刑法典の各則の改正）に最も強く影響を与えた。

先述の出発点は既に、1970年代後半に全盛であった「新古典主義」に特徴的であった。その際、具体的な改正の提案は、被拘禁者数の減少に最も強く向けられていた。（とりわけ、財産犯により有罪判決を受けた者について）自由刑の平均期間を短縮し、また（執行猶予や罰金刑の改定のように）自由刑の代替となるものを考案しなければならなかった。フィンランドは当時、人口10万人あたりの被拘禁者数が100人を超えていたことから判るように、他の国々に比べて明らかに多数の受刑者がいた、という点で他の北欧諸国と異なっていた。1970年代半ばから1999年までこの数字は減少し続け、そして現在では——他の北欧諸国と同様に——人口10万人あたりの受刑者が約70人という状況にある⁷⁾。

1990年代初頭以降、刑事制裁システムの変更は、裁判所或いは検察庁が持つ個々の裁量権の、緩やかな拡大を示している。その結果、例えば刑事訴追及び有罪判決の見通しの範囲が著しく拡大され、また、制裁に比べてより公共の利益に資する奉仕（Dienst）の履行が——まずは試験的に——用いられた。数罪の重なり合いに関する法律の変更は、このような方向を目指した。その際、二つ或いはそれ以上の犯罪に対する科刑において犯罪競合の形態の細分化が断念され、複数の犯罪に対して最初から一つの共通の刑罰のみが科せられる、いわゆる「単一刑システム」に移行された。数年前に行われた最新の改正の目的は、（行為時に）15～17歳までの法違反者に対する特別な少年刑罰（Jugendstrafe）を試験的に導入することであった⁸⁾。

6) この関連において、1990年にヘルシンキ大学で開催された国際研究コロキウム「フィンランド刑法の100年」が言及しているという。このコロキウムの目的は、刑法典の総則に関する諸規定についての仮草案を検討することにあった。コロキウムの全資料は、3巻に分けて（1990年、1992年に）出版されている。コロキウムの批判的なコメントの中では、最終的な定式化の前に行われた若干の改正が支持された。これについては、*Lahti/ Nuotio* (Hrsg.), (Anm. 1); *R. Lahti/ K. Nuotio* (eds.), *Towards a Total Reform of Finnish Criminal Law*, Helsinki 1990; *R. Lahti/ K. Nuotio/ P. Minkkinen* (Hrsg.), *Criminal Policy and Sentencing in Transition — Kriminalpolitik und Strafzumessung im Umbruch*, Helsinki 1992. 刑法典の非公式な英訳が司法省より入手可能（アドレス：law.translations@om.fi）。

7) より詳しくは例えば、*P. Törnudd*, *Fifteen Years of Decreasing Prisoner Rates in Finland*. National Research Institute of Legal Policy, Helsinki 1993; *R. Lahti*, *Neoklassizismus und danach*, in: *Festschrift für Günther Kaiser*, 1998, S. 873ff.; *T. Lappi-Seppälä*, *Proportionality and other Values in the Finnish Sentencing System*, in: *Flores juris et legum festschrift till Nils Jareborg*, Uppsala 2002, S. 401ff.; *ders.*, *Das Proportionalitätsprinzip in der finnischen Strafzumessungspraxis*, in: *W. Frisch/ A. v. Hirsch/ H.-J. Albrecht* (Hrsg.), *Tatproportionalität. Buchenbach- Symposium 1999, 2003*, S. 261ff.

8) この発展についてより詳しくは例えば、*T. Lappi-Seppälä*, *Alternative Penal Sanctions*, in: *A. Suviranta* (ed.), *Finnish National Reports to the Fourteenth Congress of the International Academy of Comparative Law*, Helsinki 1994, S. 197ff.; *ders.*, in: *Flores juris et legum* (Anm. 7).

Ⅲ. 犯罪化原則と刑法の限界について：刑事政策上の合目的性 vs. 法治国家原理

刑法の全体改正の中核は犯罪化、つまり刑法上の特別な構成要件及びこれによって何が、どの程度厳しい刑罰を以て処罰されなければならないか、という包括的で統一的な評価の問題である。刑法委員会（1976年）は、犯罪化の検討のために特別な思考モデルを用いた。当該行為形態の不利益及び答責性（当罰性）の評価の他に、体系的な利益衡量を用いて、刑罰を持ち出す必要があるか否か（処罰の必要性）が考量されなければならない。

刑法は最終手段（ultima ratio）でなければならない、という先述の要請にもかかわらず、刑罰規定を社会の発展に適合させること、即ち刑法をダイナミックにさらに発展させることが、フィンランドの改正作業の優先目的であった。これについての特徴的な例は、とりわけ経済活動に関する刑事規制（経済犯罪及び環境犯罪）による集団的及び国家的な利益の方向への、刑法によって保護される利益の拡大、並びに、とりわけいわゆる法益の抽象的な危殆化をなお一層犯罪化することによる、刑法上の危殆化責任の拡張である。

刑法学説上の議論においては、このような発展は批判されている。例えば、刑法学者で憲法裁判所判事の *Winfried Hassemer* は象徴的な刑法の本質的な欠点について⁹⁾、スウェーデンの *Nils Jareborg* は刑法の積極的な適用の難点について述べている¹⁰⁾。この批判に従って、刑法の限界が真摯に受け止められるべきであった。

フィンランドでの議論においては、公的な刑事政策への弁護的な論証として、とりわけ以下のような視点が主張された。第一に、共同体の利益のさらなる刑罰的保護及び刑法上の危殆化責任の拡張は、——少なくとも考え得る極端な可能性に比べれば——かなり穏当であるという¹¹⁾。第二に、象徴的機能は重要であるにもかかわらず、刑法は象徴的な立法でしかないとは一度も考えられたことがないという。新たな刑罰諸規定に相応しい実質的な立法を補い、同時に、新たに規定された犯罪の予防、統制及び捜査を改善しなければならない、というのである。

第三に、刑法上の統制システム（実定法並びに手続）に鑑みれば、個人の法益保護及び人権保障が最も広く展開されているという。他の法領域における許された強制措置の制限は、はるかにより困難でより不明確である、という。

第四に、刑法の本質的な法治国家的諸原理、即ち罪刑法定主義及び責任主義の重要性が、全体的なフィンランドの改正作業によって強化されているという。加えて、フィンランド憲法（das finnische Grundgesetz）改正（1995年、1999年）の際には、新たに規定された基本権に刑法における罪刑法定主義が付け加えられた。

罪刑法定主義という観点からは、法律の文言は可能な限り統一的で（一貫しており）、解りや

9) *W. Hassemer*, Symbolisches Strafrecht und Rechtsgüterschutz, NStZ 1989, 553ff.; *ders.*, Kennzeichen und Krisen des modernen Strafrechts, in: Lahti/ Nuotio (Hrsg.), (Anm. 1), S. 113ff.

10) *N. Jareborg*, What kind of criminal law do we want? in: A. Snare (ed.), Beware of Punishment, Oslo 1995, S. 17ff.

11) *K. Nuotio*, Kausalität und Gefährdung — theoretische und gesetzgebungstechnische Fragen, in: Sootak (Hrsg.), (Anm. 1), S. 44ff. も見よ。

すく且つ正確でなければならない、との要請もまた重要である。刑罰法規を適用する際の裁判所の裁量の余地は、全体改正後はかつてよりも法定刑の種類がより僅かであることと、一般により狭く限定された法定刑が存在する、ということによって制限されている。同様に、加重構成要件における刑罰加重事由は、現在、列挙され尽くしている。

如何なる点に責任主義の重点が置かれているかを評価することは困難ではあるが、少なくとも、法人の刑事責任の導入が伝統的な個別責任の原則のある程度の弱体化を必然的に伴うとは言えるだろう（これについては4で後述する）。

全体改正における責任主義の強化の指標は、次のことに見て取ることができる。すなわち、帰属可能性について、それに拠れば、明示的に (*expressis verbis*) 何か別のことが規定されていない限り、刑法典に示された行為は故意の場合にのみ可罰的であるとの規定が導入された、ということである。例えば、とりわけ財産犯罪及び経済犯罪に関係する第一期の刑法典改正（1990年）以来、処罰される行為は—いくつかの僅かな例外はあるが—故意に犯された行為としてのみ可罰的である。これに対して、—環境犯罪及び公共安全を脅かす犯罪のように—第二期（1995年）に規定された危殆化犯の多くの場合には、（重大な）過失もまた可罰的である。

責任主義の—そして罪刑法定主義の—重視に関する別の証拠は、故意と過失の概念並びに錯誤及び免責事由を、刑法典総則の中に定義付ける新しい規定である¹²⁾。第4章2条（禁止の錯誤）、4条2項（過剰防衛）、5条2項（免責的緊急避難）及び6条3項（暴力的手段の使用における過剰）の文言は、これらの刑罰阻却事由が免責事由であることを明らかにしている。正当化事由と免責事由との区別は、それゆえ、前提とされている犯罪概念における違法性と責任の区別を反映している。予備草案とは異なって、綱領に則した責任主義に関する規定及び期待不可能性という一般的な免責事由 (*Exkulpationsgrund*)（「強制的事由」）に関する規定が、政府案では断念された¹³⁾。

IV. 法人の刑事責任の規定について¹⁴⁾

法人の刑事責任に関する基本的な諸規定は、改正刑法典第9章（743/1995）に見られる。まず、答責性の客体として、社団、財団或いはその他の法人が挙げられている。

犯罪行為に対する制裁としては、共通の罰金刑のみが考慮の対象となる。法人に対して刑事責任を問うことは、このことが刑法典の中でその都度の犯罪類型において個別に予定されている場合にのみ可能である。このような犯罪類型は、典型的には、営業上の犯罪 (*Gewerbedelikte*)、補助金犯罪 (*Subventionsdelikte*)、資金洗浄犯罪及び環境犯罪のような、経済犯罪である。

共同責任についての二番目の基本的な前提条件は、犯罪行為が法人の活動の範囲内で行われたこ

12) 第3章6、7条及び第4章1～3条、4条2項、5条2項、6条3項参照。

13) 言及された解決は、*C. Roxin*, in: Lahti/ Nuotio (Hrsg.), (Anm. 1)による提言に沿うものである。

14) これについては、*M. Riihijärvi*, *The Criminal Liability of Enterprises*, in: Suviranta (ed.), (Anm. 8), S. 159ff.; *D. Frände*, *Kommentar*, in: H. J. Hirsch (Hrsg.), *Krise des Strafrechts und der Kriminalwissenschaften?* 2001, S. 228ff.

とである。この答責性の形式はしかし、犯罪が公権力の行使の際に行われた場合には考慮されない。犯罪が法人の活動の範囲内で行われたと看做されるのは、行為者が法人の指示で、或いは法人の利益のために行為した場合、行為者が法人の指揮下に属している、或いは法人と雇用関係（Angestellten- oder Dienstverhältnis）にある場合、或いは行為者が法人の代理者から受けた指示に基づいて行為した場合である。しかしながら、このような個別の行為者が突き止められること、或いは処罰されることは、必ずしも必要であるというわけではない。法人の指示で、或いは法人の利益のために行われた犯罪についての個人の答責性（即ち組織の責任或いは代理者の責任）は、法人の答責性とパラレルに存在し続ける。

第三に、共同の答責性は共同責任を前提とする。合法的な組織或いはその他の法人の指揮下に属する者は、犯罪行為に関与した、或いは当該行為を許容したものでなければならない。但し、法人の活動の範囲内で、犯罪の防止に必要な注意（Sorgfalt und Vorsicht）を怠った場合は別である。

この新しい処罰形態の帰属の構造は、完全には明らかでない。一方では、法人が個別の（例外的な場合には匿名の）行為者の行為に基づいて処罰されるということが考えられる。他方で、この規定においてはある程度の集団の、「共同」責任或いは帰属可能性が認められる。

第四に、法人の刑事訴追並びに処罰は、刑事訴追期間及び裁判所の広い裁量に委ねられている。この規定は、その適用から最初の七年間に下級裁判所において約十件しか扱われず、という結果になった。刑法上の答責性は、それゆえ、主に象徴的な法律上の規定を意味する。処罰についての裁量の余地を制限する新たな法改正（61/2003）によって、今や、刑事訴追の数を増やす努力がなされている。

V. 刑法改正における一般的な諸理論

刑法上の一般的な理論——帰属論、即ち量刑論としての、刑事責任の一般的な諸前提の理論のような——は、刑法典の新総則（2003年）の中で、旧刑法典におけるよりも詳細に規定されている¹⁵⁾。このため、立法上の解決は、山中敬一が「実証主義的規定モデル（Positivistisches Regelungs-Modell）」と呼んだものに相当する¹⁶⁾。根拠として、罪刑法定主義の基礎をなしている重要性、予見可能性の奨励（Förderung）及び法確証が強調される。

この法律上の規定が、可罰性拡張モデルと可罰性縮小モデルのどちらにより傾いているのかは、容易には決定され得ない。いくつかの新しい規定がそのように解釈され得るにもかかわらず、この規定のための準備作業に拠れば、概して、前者の方向へも後者の方向へも向かっていないのである。前者のモデルには、不作為の可罰性（第3章3条）、間接正犯（第5章4条）及び組織責任並びに代表者責任（「他人のための行為」、第5章8条）に関する新しい諸規定があるという。後者の傾向には、以下の新しい規定の適用が働きかけるだろう。即ち、罪刑法定主義（第3章1

15) T. Lappi-Seppälä, The Doctrine of Criminal Liability and the Draft Criminal Code of Finland, in: Lahti/ Nuotio (Hrsg.), (Anm. 1), S. 214ff. による概観を見よ。

16) K. Yamanaka, Dogmatische Grunderfordernisse eines Allgemeinen Teils aus japanischer Sicht, in: Hirsch (Hrsg.), (Anm. 14), S. 181.

条、そこでは今や、強調された明確性の要請が示されている)、帰責可能性の原則(第3章5条2項、これによれば、何か別のことが規定されていない限り、刑法典の中に示された行為は故意の場合にのみ処罰される)並びに禁止の錯誤及び刑罰を阻却する事情に関する錯誤の規定(第4章2~3条)である。

如何なる要請が、新刑法の概念形成及びシステム構築に突き付けられたのであろうか¹⁷⁾。まず、新たな諸規定によって特定の学說的流派に拘束されることがないようにするための努力に言及することができる。しかし、例えば故意或いは禁止の錯誤について採用された法定定義を思い浮かべるならば、この要請を固守することは不可能であった。

準備作業の間での最も大きな学問上の見解の相違は、故意の低い程度の定義(第3章6条)に関係するものであった。政府案Nr.44/2002のように蓋然性説に従うべきか、それとも、予備草案と同様に最近の意思説の解釈に従うべきか。最高裁判所の法律実務は、少なくとも殺人事件の場合には、蓋然性説を適用する傾向があるように思われる。なぜなら、明らかにこの学説は(なかでも証拠法上の観点から)他の学説よりも実際的であると感ぜられるからである。しかし、他の構成要件をも考慮した場合には、実務における印象は統一的でなく、理論はこの問題においては茫漠としている¹⁸⁾。国会の最終的な解決は、異なった解釈に対してこの境界線引きを政府案よりもいづらか開いておく、というものであった。なぜなら、法定定義は、故意を構成要件に該当する結果に関してのみ定めているからである。行為事情に関する故意は、まず構成要件の錯誤に関する規定(第4章1条)に基づいて決定されなければならない。

刑法イデオロギー的な視点から興味深いのは、その報告(1976年)において一般的な学説の刑法理論的及び刑事政策的な結びつきが強調されているように、刑法委員会の立論についてである。例えば、刑法の基本諸原則——罪刑法定主義及び責任主義——は、優先的に法的安定性によって、或いはこれと密接に結びついた価値によって、さらには一般予防に関して合目的性という根拠によってもまた(統合予防の意味で)、基礎付けられる。

機能主義的な法的思考の受け入れが——「旧ヨーロッパ的な」原則の思考とは対照的に——、この立論に現れているかどうかは問われ得る¹⁹⁾。私は、この対立の重要性を削ぎ、その代わりに福祉国家的刑法と法治国家的刑法とを結びつけたい。そこで、私の従前の見解を繰り返すことにする。

「刑事責任の全ての前提は、個人への帰責が不当と感ぜられる結果に至らないこと、予防的な観点もまた帰属にとって重要であること、そして刑法上の帰責において妥当性と人間性

17) R. Lahti, Neues in der finnischen Strafrechtswissenschaft und in den allgemeinen Lehren des finnischen Strafrechts, ZStW 103 (1991), S. 529.

18) この議論については、とりわけ Lappi-Seppälä (Anm. 15), S. 229ff.; J. Matikkala, Über den bedingten Vorsatz, in: Lahti/ Nuotio (Hrsg.), (Anm. 1), S. 415ff.; A.-M. Nuutila, Report, in: Lahti/ Nuotio/ Minkkinen (Hrsg.), (Anm.6), S. 245.

19) 特に B. Schönemann, Kritische Anmerkungen zur geistigen Situation der deutschen Strafrechtswissenschaft, GA 1995, 201ff., 並びに G. Jakobs und K. Lüderssen, Das Strafrecht zwischen Funktionalismus und "alteuropäischem" Prinzipiendenken, ZStW 107 (1995), S. 843ff., 877ff. 参照。

(人権の尊重も)に沿った決定のための余地が残されていることが保障されるような方法で構想されなければならない。』²⁰⁾

準備作業においては、刑事システム及び刑事政策・道徳の構造と機能との関係がはっきりと自覚されていた。他方で、総則の諸規定は、大抵は伝統的な方法で法治国家的な諸原則に結びつけられている。新しい改正の手本は、第一にドイツ語圏諸国(とりわけドイツ)、そして他の北欧諸国(とりわけスウェーデン)に由来する。この現代的な犯罪形態に対処するために挿入された、比較的伝統的なルールの最も重要な修正は、法人の刑事責任及び組織責任或いは代表者責任に関係する。

VI. 刑法理論への要請

刑法改正は、伝統的な一般的理論に非常な負担をかける。それゆえ、解釈学的な基本的必要条件(概念、法原理及び理論)を法学的に綿密に分析することが重要である。そうすれば、例えば多くの犯罪化に特有の危殆化責任は、新しい刑罰法規から要請された方法で、危険(Gefahr und Risiko)という概念の新たな評価のための、及びその内容を決定するためのきっかけをもたらす²¹⁾。

二つ目の例には、法人の活動領域で犯された犯罪が適している。組織責任或いは代表者責任に関する新しい規定並びに法人の刑事責任の導入は、適切な理論の発展の必要性を生じさせる。

第三に、経済犯罪並びに労働上の犯罪及び環境犯罪に関する新しい諸規定は、刑法学上の体系化及び解釈の研究へ新たな挑戦を突き付ける。

最近10年間に、フィンランド刑法学は著しく発展した。1990年代半ば以降、二冊の刑法理論的に重要な博士論文²²⁾と、刑法の一般的な理論に関する複数の新しい教科書が刊行されている²³⁾。これらの著作では、最新のドイツ及び北欧の刑法解釈学の発展が広範に亘って考慮されている。とりわけ重要なのは、ドイツの刑法学者Claus Roxinとスウェーデンの刑法学者Nils Jareborgの影響であった。二冊の先に挙げた博士論文の題名は、新たな刑法理論の重点が、過失犯及び危殆化犯についての解釈学の発展におかれていることを示している。双方の著作において、福祉国家的な法の発展及びイデオロギーと、自由主義法治国家的な法の発展及びイデオロギーとの間の対立が分析されている。

VII. 刑法の国際化及びヨーロッパ化：結語

強まっていく刑法の国際化及びヨーロッパ化の傾向は、これらの義務に基づいてある程度の部

20) Lahti (Anm. 17), S. 539.

21) より詳しくは、Nuotio, in: Sootak (Hrsg.), (Anm. 1).

22) A.-M. Nuutila, Rikosoikeudellinen huolimattomuus (Fahrlässigkeit als Verhaltensform und als Schuldform), Helsinki 1996; K. Nuotio, Teko, vaara, seuraus (Handlung, Gefahr, Erfolg), Helsinki 1998.

23) D. Frände, Allmän straffrätt. En introduktion, Helsingfors 1994 (2. Aufl. 2001); A.-M. Nuutila, Rikoslain yleinen osa, Helsinki 1997; O. Heinonen u.a., Rikosoikeus, Helsinki 1999 (2. Aufl. 2002).

分改正が行われたにもかかわらず、フィンランド刑法典の全体改正には明確には反映されなかった。一般的な刑法理論の改革についての政府案の中では見られた、これらの国際的な義務への唯一の言及は、上官の命令に関するものである（第45章26 b条）。

将来に向けられた改正作業において、ヨーロッパ刑法の調和のための強められた努力はもはや無視され得ない、ということは明白である²⁴⁾。ある種の「旧ヨーロッパ的な」諸原則——罪刑法定主義、責任主義及び比例性原則のような——は、無論、現代の法治国家的刑法の基礎として維持されている²⁵⁾。Joachim Vogelは正当にも、刑法の発展の中に法の多元性や相互法定性（Interlegalität）のような現象を見て取り、また、ヨーロッパの刑事政策及び刑法解釈学における方法の公開性及び体系的思考よりも問題思考を優先することに賛意を表す²⁶⁾。

まさに全ヨーロッパの刑事政策上及び刑法上の諸原則を促進するためには、国際的な研究の実施が非常に重要である。広く正統であると評価されるような、ヨーロッパ刑法の調和政策のための立法的な解決を見出すために、比較刑法的な研究及び総じて犯罪学の役割が、ますます重要になるであろう。

24) より詳しくは例えば、R. Lahti, Towards an International and European Criminal Policy? in: M. Tupamäki (ed.), Liber Amicorum Bengt Broms, Helsinki 1999, S. 222ff.; J. Vogel, Europäische Kriminalpolitik — europäische Strafrechtsdogmatik, GA 2002, 517ff.

25) 例えば、M. Delmas-Marty (Hrsg.), Corpus Juris der strafrechtlichen Regelungen zum Schutz der finanziellen Interessen der Europäischen Union, 1998 (Ausgangspunkt; S. 30); M. Delmas-Marty/ J.A.E. Vervaele (eds.), The Implementation of the Corpus Juris in the Member States, vol. 1, Antwerpen 2000.

26) Vogel (Anm. 24), S. 522.